

お客様各位

セイノーロジック株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

インドネシア向け TAX ID 及び HS CODE 記載のお願い②

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、インドネシア税関からの通達（インドネシア財務大臣規則 158 号通達）により輸入貨物のマニフェスト上に輸入者様の納税者登録番号 (TAX ID) および貨物の統計品目番号 (HS CODE) の記載が義務化されましたが、統計品目番号 (HS CODE) につきまして一部内容が改訂となりましたので、ご案内致します。引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、記載がない場合には、現地通関および貨物引き渡しの遅れ、またそれに伴う追加費用が発生する可能性もございますので、十分ご留意いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象仕向け地 : インドネシア向け貨物

適用開始日 : 2018 年 5 月 23 日 現地到着分より

記載項目 : 1. 輸入者様の納税者登録番号 (TAX ID=NPWP NO.)
NPWP : 15 桁で構成される納税者登録番号

2. 6 桁の貨物統計品目番号 (HS CODE)

(記載サンプル : HS CODE#999999)

HS CODE が複数に及ぶ場合には、主要 5 品目の HS CODE

以上